



2020年10月15日

伊賀市議会議長 近森 正利 様

伊賀市議会議員 宮崎 栄樹

文書質問書

伊賀市議会基本条例第9条3号の規定に基づき、下記のとおり文書による質問を提出いたします。

行政不服審査制度について

行政不服審査制度は、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に
関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」(行政不服審査法第一条)ものである。2014年には、「公正性」「使いやすさ」等を向上するため、50年ぶりに行政不服審査法(平成26年法律第68号)が大きく改正され2016年度から施行されている。法改正に伴い、伊賀市においても、2016年に伊賀市行政不服審査会条例が制定され、体制が整えられているところである。

行政不服審査制度は、市民(国民)の権利権益の救済を図ることが目的の一つであるため、制度の情報が市民へ広く提供されていることが望ましいと考える。伊賀市における市民への情報提供については、伊賀市自治基本条例第7条第2項に「市は、市民が容易に情報を得られるよう、情報提供の充実に努めなければならない。」とあり、無論、行政不服審査制度についても同条例に基づく対応が必要であると考える。

法第16条には、「審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める」とあり、これは総務省によると、「審理の遅延を防ぎ、審査請求人の権利利益の救済を図る観点から」必要であるとされる。また、法第17条には、「審理員となるべき者の名簿を作成するよう努める」とあり、これは総務省によると、「審理員として指名される職員をあらかじめ公にしておくことにより、その指名手続きの公正性及び透明性をより徹底する観点から」必要であるとされる。更には、法第85条には、「不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない」とあり、これは総務省によると「国民に対する説明責任を果たすとともに、不服申し立てをしようとする者の予見可能性を高める観点から」

必要であるとされる。これらは努力義務規定ではあるが、伊賀市においても、上記の観点から必要であると考える。

以上を踏まえ、次の事項について質問する。

- 一 これまでの伊賀市における市長等に対する不服申し立ての処理状況を示されたい。
- 二 制度の情報が市民へ広く提供されていることが望ましいと考えるが、市の見解を示されたい。また、その上で、ホームページ等を活用した市民への情報提供について、見解を示されたい。
- 三 法 16 条、法 17 条及び法 85 条にある努力義務規定について、市の見解を示されたい。

右質問する。